

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 教職員勤務情報システム用サーバ装置等一式借入(再リース)

2 契約の相手方

株式会社 JECC

3 随意契約理由

当該機器は、IC カードにより客観的に出退勤時間を記録するとともに、発生源入力を行い、勤務状況の即時把握化と勤怠業務の合理化を図ること、また統計や分析等データ活用、人事や給与等の他システムとデータ連携するためのシステムである教職員勤務情報システムのために長期借入したサーバ機器等一式であり、令和 6 年 10 月 31 日をもって当初の借入期間満了を迎える。

本来であれば、令和 6 年 10 月 31 日の借入期間満了に伴い、機器更新を行うものであるが、「大契甲第 6004 号 校園ネットワークシステム用サーバ装置等一式長期借入（令和 7 年 3 月 1 日～令和 11 年 2 月 28 日）」による、ネットワーク基盤にかかる機器の機種更新に伴い、その機器の準備が整うまでは、更新後の教職員勤務情報システム用サーバ装置等の機器との接続にかかるテスト等が十分実施できないことから、運用開始時期を合わせるため、令和 7 年 3 月 1 日から借入を行う予定で、発注計画を見直す必要が生じた。

また、機器の更新を行うにあたり、勤務情報システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーションについても、借入期間中にサポート期限が到来する現行製品に代えて後継製品の導入を併せて実施することとしているが、操作手順や画面展開などの操作性が現行と大きく異なるため、滞りなく移行を遂行するためには、並行稼働期間を設けての操作研修の実施や、相談窓口となるヘルプデスクの開設等の事前学習機会の提供が必要となる。

以上の理由から、現行機器を引き続き使用する必要があるため、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該装置は当面の使用に耐え、賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、現行機器の借入業者である株式会社 JECC と再リース契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)